

議案第 2 号

山都町在宅介護支援施設条例の廃止について

山都町在宅介護支援施設条例を廃止する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 1 月 1 8 日提出

山都町長 梅 田 穰

(提案理由)

山都町在宅介護支援施設の供用の廃止に伴い、山都町在宅介護支援施設条例を廃止する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町在宅介護支援施設条例を廃止する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

山都町長

山都町条例第 号

山都町在宅介護支援施設条例を廃止する条例

山都町在宅介護支援施設条例（平成17年山都町条例第96号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

在宅介護支援施設花高原について<概要>

<H14年1月22日>花高原事業開始

○当時清和村において介護保険施設が1箇所もなく、高齢者が健康で生き生きとした生活が送れるよう介護予防及び在宅介護支援等のサービスを総合的に提供し、高齢者とその家族の福祉の増進を図るため事業開始。高齢者在宅支援施設 定員16名

○管理及び運営を社協に委託。委託料年間約900万円。

<H28年3月31日>花高原事業停止

○〔入所事業〕開始当初は周辺に施設もなく利用者が多かったが、介護施設の数が増え、平成26年度中は定員数16名に対し5名の利用者で、入居者は8月には全員退所された。

○〔通所事業〕平成27年度まで二次予防事業（デーサービス事業）は実施。その後、平成28年4月から清和保健センターに場所を移し事業を継続。

○花高原における事業は平成28年3月31日停止。

<H29年12月～H30.4月>寄宿舍としての利用

○熊本地震による災害復旧工事のために町外から多くの建設作業員が従事されていたが、宿泊場所が不足しており、花高原を作業員のための宿泊所として利用できないかとの要望が熊本県建設業協会上益城支部からあった。

在宅介護支援施設花高原について<概要>

○福祉施設のままでは利用ができないため、寄宿舍へ用途変更の手続きを行い、平成29年11月より当該施設について使用を許可した。実際の利用は12月に入ってからで、2業者5名の利用で4月14日までに全員退室された。

その後の手続きについて

○花高原事業開始及び整備の際の交付金については、財産処分承認完了

- ・平成11年度厚生労働省補助事業「熊本県社会福祉施設等施設整備費及び設備整備費（介護予防拠点整備事業）」の交付を受け、旧小学校を改修しているが、寄宿舍への用途変更の際、平成29年7月5日付け山清第307号「在宅介護支援施設花高原の財産処分承認申請」を提出、九州厚生局より承認されており、厚生労働省所管の財産処分の手続きは完了。

○スプリンクラー整備の際の交付金については、現在財産処分手続き中。

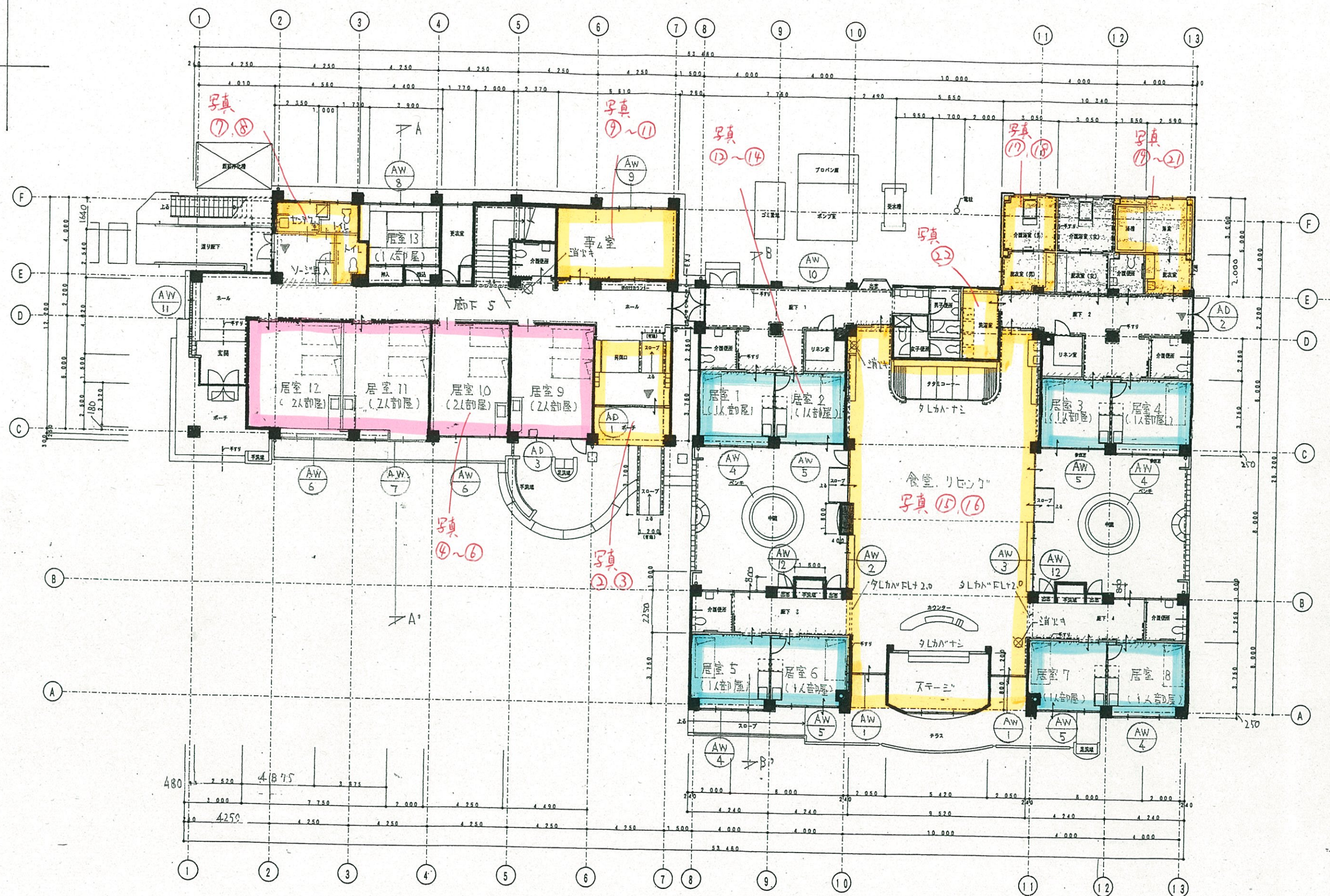
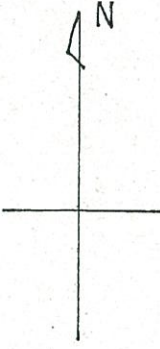
- ・平成22年度総務省補助事業「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用。

今後の活用について

○福祉施設としての再活用は考えていない。（需要が無いと考える。漏水の問題やセキュリティ面の確保が難しい。また、基準をクリアするための改修等の費用が高額になることが予想される。）

○空き施設となった建物の今後の利活用意向について、現在各課に照会中。

○各課からの利用意向がない場合、地元へ利活用希望について照会する予定。



特記事項
 内部階段と廊下の境は、114条区画正行3条あり。
 壁の仕様は、凡例に参照のこと。

1階 平面図 $s = 1/200$

- 凡例
- RCHN
 - 防火上主要な箇所に (PBT=12.5×2枚貼) 1F工間~2Fまで
 - ⊕ → ABC 10型 消火栓
 - ▼ → 避難出口

工事名称	居室介護施設花高原用途変更		
図面名称	1階平面図		
縮尺	1/200		
図面番号	第	図	
設計者	株式会社アーバン設計		
一級建築士(大阪)	189275号	中野 貴也	平成 年 月 日



